## 個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル
行政機関等の名称	岩手県大船渡市長
個人情報ファイルが利用に供され る事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民環境課
個人情報ファイルの利用目的	居住関係の公証、選挙人名簿の登録など住民に関する記録 を適正に管理するために利用する。
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4個人番号、5住民票コード、6旧氏、7世帯主、8続柄、9住民となった年月日、10住所、11住所を定めた年月日、12本籍、13筆頭者、14前住所、15国籍・地域(外国人のみ)、16外国人住民となった年月日(外国人のみ)、17住民基本台帳法第30条の45の表の下欄に掲げる事項(外国人のみ)、18通称(外国人に限る)、19通称の記載及び削除に関する事項(外国人のみ)、20選挙人名簿に登録されている者については、その資格を関した年月日またはその資格を喪失した年月日、21国民年の被扶養者にあっては、その旨ならびに退り、または被保険者でなくなった年月の後保険者である者については、その旨または被保険者でなくなった年月日、22後期高齢者医療の被保険者である者については、その旨または被保険者でなくなった年月日、24国民年金の被保険者である者については、その支給が始まり、または終わった年月日、基礎年金番号、25児童手当の支給を受けている者については、その支給が始まり、または終わった年月日
記録範囲	大船渡市に住民登録している者
記録情報の収集方法	住民異動届または戸籍届出による
要配慮個人情報が含まれるときは、 その旨	含む。
記録情報の経常的提供先	国、県、他市区町村
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	(名 称) 大船渡市総務部総務課 (所在地) 〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地
訂正及び利用停止に関する他の法	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)第14条第2
令の規定による特別の手続等	項の規定に基づき申し出ができる。
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号   (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号   政令第21条第7項に該当する (マニュアル処理ファイル)   ファイル ル)   ☑有 □無

たた機関数度を加工体型の損失の	
行政機関等匿名加工情報の提案の	
募集をする個人情報ファイルであ	(実施なし)
る旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を	(中性み) )
受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
And all talk talk talk talk talk for the law of talk talk and the law of talk talk talk talk talk talk talk talk	(dalla) x X
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情	
報に関する提案を受ける組織の名	(実施なし)
称及び所在地	,
作成された行政機関等匿名加工情	
報に関する提案をすることができ	(実施なし)
る期間	()CAE-G O)
記録情報に条例要配慮個人情報が	
	_
含まれているときはその旨	
備考	
備考	